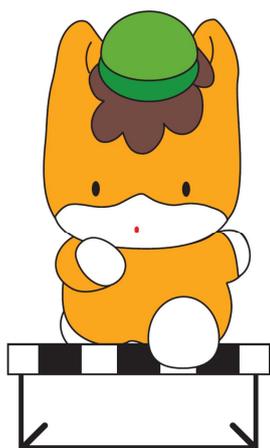


中学校・高等学校運動部活動指導資料



群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」

平成25年8月 二訂版

群馬県教育委員会

改訂にあたって

スポーツは、スポーツ基本法に掲げられているとおり、世界共通の人類の文化であり、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むうえで不可欠なものとなっています。特に、心身の成長の過程にある中学校、高等学校の生徒にとって、体力を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものです。

さて、学校における部活動については、平成20年3月告示の中学校学習指導要領、平成21年3月告示の高等学校学習指導要領及び特別支援学校（中学部・高等部）学習指導要領の総則に、「指導計画の作成に当たって配慮すべき事項」として明記され、教育課程との関連により行われる学校教育の一環として明確に位置付けられており、学校の教育活動としてますます重要視されています。

一方、運動部活動の場において、指導者による体罰の事案が報告され、平成24年12月には、顧問の教員の体罰を背景として高校生が自ら命を絶つという痛ましい事案も発生しました。このような状況を受け、平成25年5月に文部科学省より、運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議が取りまとめた「運動部活動での指導のガイドライン」が示されました。

こうした状況に鑑み、県教育委員会では、平成9年3月に刊行した「中学校・高等学校運動部活動指導資料」の改訂を行いました。

本書の改訂に当たっては、「体罰の未然防止」は、もちろんのこと、運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる「学校組織全体で指導体制の充実に取り組むこと」「保護者・地域との連携を図ること」「安全管理と事故防止」について、有識者や保護者代表の方からなる編集委員の方々にご意見をいただきながら見直しを図りました。

協調性や責任感、規範意識など生徒の健全育成を図る部活動指導の場においては指導者自身が社会的規範や運営上の取り決めを守り、指導に当たることが大切です。特に、中学校においては、「中学校における部活動等について（申合せ事項）」を踏まえた、適正な運動部活動の推進に努めていくことが必要なことと考えます。

本指導資料を踏まえて、各学校、指導者が、具体的な指導の在り方、内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善、研究を進め、それぞれの学校の特色を生かした、適切で効果的な指導を行うことにより、運動部活動が一層充実していくことを期待しております。

平成25年8月

群馬県教育委員会事務局 健康体育課長 林 康宏

目 次

I 総 説

1	運動部活動の変遷と学校教育への位置付け	3
2	運動部活動の意義	5
3	運動部活動の課題	5
4	望ましい運動部活動運営の在り方	6
5	運動部活動での指導の充実のために	6
6	部活動における加入及び練習の在り方(中学校)	9

II 運動部活動の運営と指導に関するQ&A

1	運動部活動の組織づくりと運営	13
Q 1	運動部活動の位置付けはどう考えたらよいか。	
Q 2	校内の運動部活動の運営はどのようにしたらよいか。	
Q 3	運動部顧問の心得はどのようなものか。	
Q 4	体罰の防止についてどのように改善を図ったらよいか。	
Q 5	主顧問と副顧問はどのように連携を図ったらよいか。	
Q 6	各運動部内の組織はどのようにしたらよいか。	
Q 7	運動部への入部指導はどのようにしたらよいか。	
Q 8	運動部の目標の立て方はどのようにしたらよいか。	
Q 9	顧問会議の役割はどのようなものか。	
Q 10	部長会議はどのようにしたらよいか。	
Q 11	ミーティングの効果的な運営はどのようにしたらよいか。	
Q 12	多くの生徒が参加しやすい部活動の運営はどのようにしたらよいか。	
2	練習計画の作成と練習内容	28
Q 13	練習計画はどのようなものをどのように作成したらよいか。	
Q 14	試合期の練習はどのようにしたらよいか。	
Q 15	移行期(新たなチーム編成までの間)の練習はどのようにしたらよいか。	
Q 16	長期休業中の練習はどのようにしたらよいか。	
Q 17	練習計画の中に休養日をどのように設定したらよいか。	
Q 18	朝練習を実施する場合にはどのようなことに留意したらよいか。	
3	練習の指導等	34
Q 19	新しいチームづくりを進めるにはどのようなことに留意したらよいか。	
Q 20	専門的な技術指導が困難な部の顧問になった場合の指導はどのようにするか。	
Q 21	外部指導者を依頼する場合はどのようにしたらよいか。	
Q 22	会議等で指導に当たれない場合はどうしたらよいか。	
Q 23	部員数が多い場合はどのように指導したらよいか。	
Q 24	部員の体力や技能の違いに対応した練習はどのようにしたらよいか。	
Q 25	新入生に対する年度当初の指導はどのようにしたらよいか。	

- Q 2 6 けが等で練習できない部員の指導はどのようにしたらよいか。
- Q 2 7 短時間で練習の効果を上げるにはどうしたらよいか。
- Q 2 8 部員の意欲や自主的、自発的な取組を引き出すにはどのようにすればよいか。
- Q 2 9 部活動日誌はなぜ必要か、作成する場合の内容はどのようなものか。
- Q 3 0 指導力の向上に向けて、どのような努力を行えばよいか。
- Q 3 1 練習試合をする場合、その持ち方と配慮事項は何か。
- Q 3 2 高等学校において合宿をする場合、その持ち方と配慮事項は何か。
- Q 3 3 学校にない競技の大会に出場させる場合はどのようにしたらよいか。
- Q 3 4 部員数が少ない場合どのような活動方法があるか。(合同部活動)

4 生徒指導..... 52

- Q 3 5 活動の中で基本的な生活習慣を身に付けさせるにはどうしたらよいか。
- Q 3 6 部活動と学習を両立させるにはどのような指導をしたらよいか。
- Q 3 7 上級生と下級生等、部内の望ましい人間関係を確立するにはどのようなことに配慮したらよいか。
- Q 3 8 問題行動傾向をもつ部員の指導はどのようにしたらよいか。
- Q 3 9 練習を休みがちな部員の指導はどのようにしたらよいか。
- Q 4 0 休養や栄養面の指導はどのようにしたらよいか。

5 保護者・地域との連携..... 58

- Q 4 1 活動を保護者に理解してもらうにはどのようにしたらよいか。
- Q 4 2 保護者会を開催するうえでどのような点に留意したらよいか。
- Q 4 3 必要な経費についての取扱いはどのようにすればよいか。
- Q 4 4 地域との連携はどのようにすればよいか。

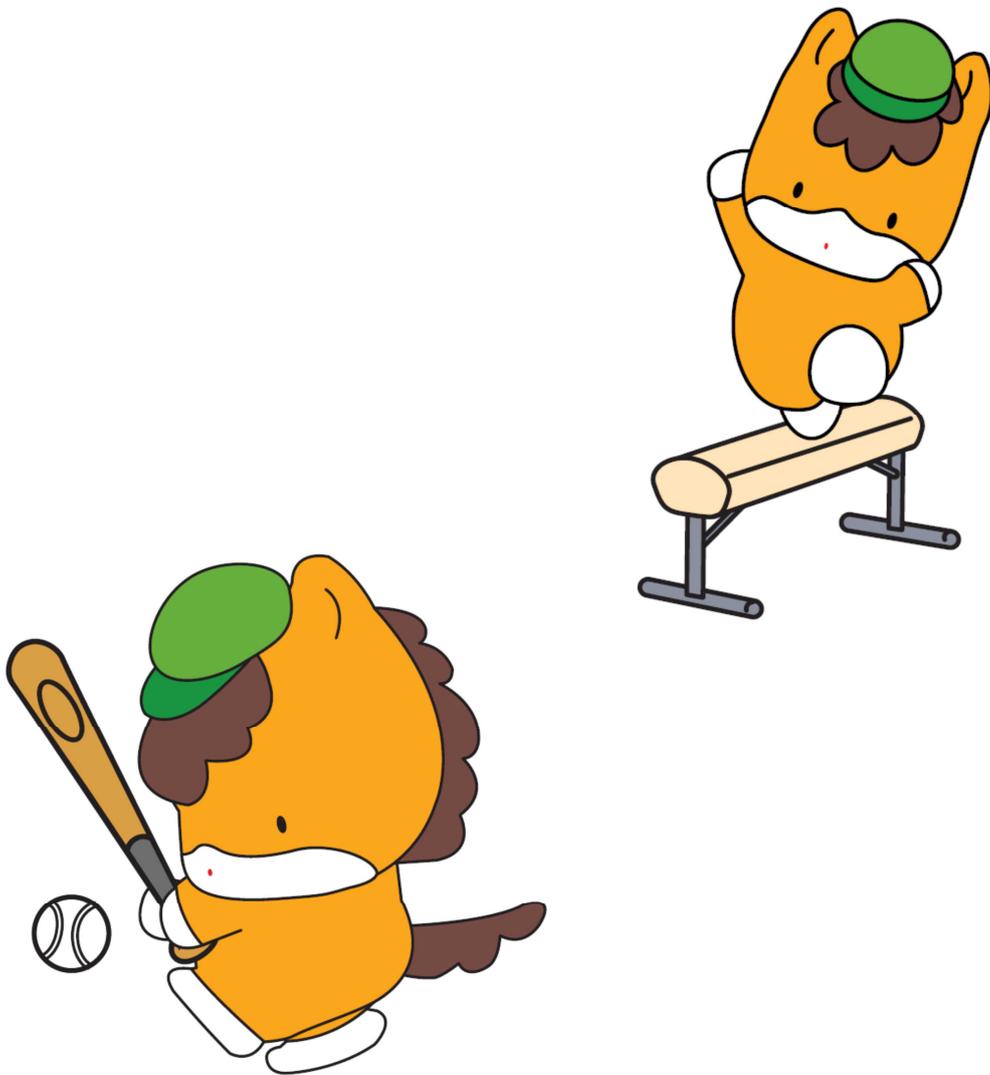
6 安全管理と事故防止..... 62

- Q 4 5 日常の活動の事故防止にはどのようなことに留意したらよいか。
- Q 4 6 事故が発生した場合の対応はどのようにしたらよいか。
- Q 4 7 緊急時の応急処置はどのようにしたらよいか。
- Q 4 8 熱中症の予防と対策はどのようにしたらよいか。
- Q 4 9 スポーツによる傷害の予防と対応はどのようにしたらよいか。
- Q 5 0 大会や練習試合の会場への移動に関わる安全管理はどのようにしたらよいか。

III 資料

- 1 運動部活動関係事故判例..... 75
- 2 運動部活動関係事故事例..... 78
- 3 学校体育関係諸通知等..... 82

I 総 説



I 総説

部活動は、学校において計画する教育活動であり、共通の興味や関心をもつ生徒が、学年や学級の枠を越えて集団を組織し、生徒一人一人の目標達成を目指す自発的・自主的な活動です。

活動の内容は、生徒自身が判断し、決定することはもとより、その計画性、継続性等において、各教科とは異なった活動形態を有しており、生徒の個性の伸長をはじめ、その教育的効果には、極めて大きいものがあります。

活動分野としては、運動、文化等が考えられますが、本書では、運動部活動について扱うものとします。

1 運動部活動の変遷と学校教育への位置付け

わが国の運動部活動は、近代学校教育制度の基礎が確立した明治初期の高等教育機関において、欧米の高度な学術導入のために招かれていた外国人教師らが、学生に欧米スポーツを紹介したことに端を発し、次のように発展してきました。

- (1) 外国人教師らの指導を受けた学生たちが課外活動組織として学内にスポーツクラブ（運動部）をつくり、学校間の対抗試合が始められる。
- (2) その後、高等教育機関でスポーツを行っていた学生たちが教師となって着任校に広め、明治20年代後半から30年代にかけて、欧米スポーツのもつ教育的意義が理解され、多くの大学や師範学校、中学校等の課外スポーツに導入される。
- (3) 明治時代後半から昭和初期にかけて、テニス、野球をはじめ、多くの新しいスポーツが紹介され、諸学校の課外スポーツとして取り入れられる。

また、大正末期から昭和初期にかけて、高等専門学校や中学校等の全国大会が次々に開催される。

- (4) 戦後間もなく、野球をはじめ各種スポーツ活動や対外運動競技が再び盛んになり、昭和23年に全国高等学校体育連盟が、昭和31年に全国中学校体育連盟が創設される。また、県内においては、昭和23年に県高等学校体育連盟が、昭和25年に県中学校体育連盟が創設され、スポーツの普及・発展に尽くしてきた。
- (5) 昭和40年代に一時、運動部活動の社会体育への移行が叫ばれたが、受け入れ体制が不十分なこともあり、生徒と教師が組織する部活動として中学校及び高等学校において発展・定着してきた。
- (6) 平成24年度現在、運動部活動の学校教育における位置付けは、初めて総則に示されている。学習指導要領において、中学校は、第1章総則第4の2(13)に、高等学校は、第1章総則第5款の5(13)に以下のように記載されている。

【生徒の自発的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及

び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること】

また、学習指導要領解説保健体育編では、それぞれ以下のような記述があります。

① 中学校（学習指導要領解説保健体育編より）

【運動部の活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。

したがって、生徒が運動部の活動に積極的に参加できるよう配慮することが大切である。また、生徒の能力等に応じた技能や記録の向上を目指すとともに、互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるよう適切な指導を行う必要がある。

運動部の活動は、主として放課後に行われ、特に希望する同好の生徒によって行われる活動であることから、生徒の自主性を尊重する必要がある。また、生徒に任せすぎたり、勝つことのみを目指したりした活動にならないよう配慮する必要がある。このため、運動部の活動の意義が十分発揮されるよう、生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意したり、生徒のバランスのとれた生活や成長のためにも休養日や練習時間を適切に設定したりするなど、生徒の能力・適正、興味・関心等に応じつつ、健康・安全に留意し適切な活動が行われるよう配慮して指導することが必要である。】

② 高等学校（学習指導要領解説保健体育編より）

高等学校においては、中学校の上記の内容に加え以下の内容が示されています。

【なお、本改訂において、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と規定されたことは、運動部の活動に関しては、主として保健体育科の目標である「心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解や運動の合理的、計画的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力のある生活を営む態度を育てる」ことを踏まえた活動を行うことなどを示している。このような活動を通して、生徒自身が保健体育科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するように促すことによって、相互に関連させながら学校教育活動全体として、生徒の「生きる力」の育成を図ることが大切である。】

2 運動部活動の意義

学校教育の一環として行われる運動部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、生徒に下記のような様々な意義や効果をもたらすものと考えられます。

- ・自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ・自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ・スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。
- ・体力の向上や健康の増進につながる。
- ・保健体育科等の教育課程内の指導で身に付けたものを発展、充実させたり、活用させたりするとともに、運動部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる。
- ・互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

このように、運動部活動は、各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしていると考えられます。

3 運動部活動の課題

以上のように、運動部活動は生徒の心身の健全な育成と豊かな人間形成を図るとともに、スポーツの普及・発展を図る上でも、極めて大きな意義をもつ教育活動です。

しかし、次のような課題が指摘されています。なお、課題への対応については、後述する「4 望ましい運動部活動運営の在り方」及び第Ⅱ章「運動部活動の運営と指導に関するQ&A」を参照し、各学校の実態に合わせて改善が図られることが望まれます。

- ・部活動に対する学校・顧問と生徒・保護者との間の共通理解不足 →P58～60
- ・少子化に伴う部員数や教員数の減少の中での部の設置・廃止 →P50
- ・校務の忙しさによる部活動指導時間の確保の困難さ →P37
- ・部活動指導による他の校務や家庭生活のための時間の減少 →P7
- ・顧問が専門的な技術指導を行うことが困難な時の対応 →P7. 35
- ・「中学校における部活動等について（申合せ事項）」の徹底不足 →P6
- ・休日に活動することの生徒や教諭の負担 →P6. 7
- ・大会参加及び練習試合等、対外試合への対応 →P7. 49
- ・生徒の安全確保 →P62～72
- ・運動部活動指導中の体罰の防止 →P7. 16～19



4 望ましい運動部活動運営の在り方

(1) 部活動運営方針等の説明・共通理解の促進

各学校は、部活動運営方針を、年度当初の職員会議等で確認するとともに、PTA総会や学校通信等を利用して保護者に説明し、共通理解を図ることが重要です。さらに、地区別懇談会や学校公開等の機会を利用し、この方針を地域にも発信することも大切なことです。顧問は、学校の部活動運営方針を受け、各部の指導方針について保護者会等の場で説明をして、部活動の適切な実施について理解を得るとともに、練習計画や試合日程等を事前に示し、保護者の理解と協力を得られるよう工夫することが必要です。なお、部の設置については、生徒のニーズ、施設や教員配置などの諸条件を考慮し、学校としての方針を職員が共有し、この方針を生徒や保護者に明確に示すことが重要です。

(2) 指導者の資質向上

すべての教員が、顧問となる部の種目等に関し、専門的指導力を有しているわけではありません。また、生徒の健全育成を考えた場合、協調性や責任感、規範意識など、技術や技能の向上以外の観点についても、指導者は適切な指導を行う必要があります。指導に当たっては、生徒との信頼関係の下に、お互いを尊重し合いながら活動を進めることが大切であり、身体に苦痛を与えたり高圧的な態度をとったりするような指導は決してあってはならないことです。なお、専門的指導力を有している外部指導者についても、研修会を通じて、適切な指導の在り方について意識を高める必要があります。

(3) 「中学校における部活動等について（申合せ事項）」に基づいた部活動の実施

群馬県の中学校においては、「中学校における部活動等について（申合せ事項）」に基づいた部活動運営が行われてきています。この「申合せ事項」に基づいた部活動運営を継続していくことが、生徒の心身の健康や安全の確保につながるとともに、教員の精神的・肉体的な負担を減らし、生徒への指導の充実につながると考えられます。各学校では、「申合せ事項」に基づいた適切な部活動の実施に努めることが重要です。また、県中学校長会や県中学校体育連盟では、「申合せ事項」に基づいた部活動運営について、会議等の場で定期的に確認し、適切な部活動運営が継続されるように取り組まれることが大切です。さらに、生徒の発育・発達の状況や社会生活の変化等に応じた見直しや、時期や季節に応じたきめ細かな対応について協議することも大切です。

(4) 参加する大会等の精選

中学校・高等学校体育連盟主催大会、各種コンクール大会や発表会のほか、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会が開催されていますが、学校長や顧問は、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮し、参加する大会等を精選することが必要です。

(5) 外部指導者の活用

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教員の負担を軽減するため、外部指導者を活用することが有効です。この場合、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問が部活動運営の主体となり、技術面の指導を外部指導者に委ねるなど、顧問と外部指導者の役割分担を明確にしておくことが必要です。

(6) 部活動検討委員会の設置

適切に部活動を実施するためには、各学校の部活動に対しての取組や各部の活動を評価し、改善していくことが必要です。このため、学校職員、保護者、地域スポーツ関係者、地域文化関係者、地域医療関係者等で組織する部活動検討委員会（仮称、以下「委員会」という）を設置し、練習内容や練習時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案してもらうことも有効な手段です。委員会で、朝練習の際の登校、部活動終了後の下校等、生徒の移動時の安全対策や、練習試合等に伴う生徒の輸送時の保険の加入について検討してもらうことができれば、生徒の健全育成に向けた学校、地域、保護者の理解と協力を深めることができます。

なお、委員会の設置に当たっては、学校評議員会などを活用し、できる限り関係者の負担の軽減を図るよう工夫する必要があります。

(7) 生涯スポーツ・生涯学習としての位置付け

生徒の健全育成を目指すという部活動の基本的意義を踏まえ、中・高校生期の部活動だけに視点を当てるのではなく、生涯を見据えた体系的な指導を心がけることが必要です。生涯にわたってスポーツや文化の楽しさと喜びを味わう契機となるよう、その在り方を検討する必要があります。

(8) 体罰等の許されない指導の未然防止

学校教育の一環として行われる運動部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然です。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されません。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになります。

校長、指導者その他の学校関係者は、運動部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行うことが必要です。学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問の教員から積極的に説明し、理解を図ることが望まれます。

5 運動部活動での指導の充実のために

- (1) 顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えましょう。
〈学校組織全体での運営や指導の目標、方針の作成と共有〉
- (2) 各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制を整えましょう。
〈外部指導者等の協力確保、連携〉
- (3) 活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう。
〈生徒のニーズや意見の把握とそれらを反映させた目標等の設定、計画の作成〉
- (4) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自主的な活動を促しましょう。
〈科学的裏付け等及び生徒への説明と理解に基づく指導の実施〉
- (5) 肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう。
- (6) 最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れましょう。
〈科学的な指導内容、方法の積極的な取り入れ〉
- (7) 多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図りましょう。
〈校長等の管理職の理解〉



6 部活動における加入及び練習等の在り方(中学校における部活動等について、申合せ事項より抜粋)

(1) 加入について

生徒一人一人の考え方を大切に、自主的な参加とすることが望ましい。また、転部や退部ができるよう配慮する。

(2) 練習等について

① 通常の日々の活動時間は原則として2時間程度とする。

なお、交通安全や生徒指導上の諸問題等を配慮して、日没時刻を踏まえて下校時刻を設定する。

② 朝練習は、生徒の健康や学習・家庭生活等を考慮して、希望者とすることが望ましい。

③ 平日のうち、一週間に1日は練習等をしない日を設定することが望ましい。

④ 休日に練習を行う場合は、午前または午後のいずれかに設定し、終日にならないようにする。

⑤ 学校週5日制の意義を踏まえて、土・日曜日1日は原則として休みとする。

(3) 長期休業中の活動について

通常の場合、長期休業中の意義及び生徒の学校外活動や、家庭生活等を考慮して、土・日曜日は休みとする。また、同時に連続して休める日も設定する。

県中学校長会と県中学校体育連盟では、中学校運動部活動の適正な推進を図るため、上記の事項を含め、平成14年1月に「中学校における部活動等について(申合せ事項)」として、両会長名で県内の全中学校長あて通知しました。

中学校運動部活動実施上の主な考え方は、県教育委員会もこの「申合せ事項」と同じです。各中学校においては、この「申合せ事項」を踏まえて学校の実態に即した適正な運動部活動の在り方について検討を加え、魅力ある運動部活動の推進に努めることが大切です。なお、本書では、中学校・高等学校運動部活動の運営と指導に関する基本的な考え方や指導事例等を第II章以降に掲載したので運動部活動の適正な振興のために活用をお願いします。



